

青森県被災者生活再建支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 県は、自然災害によりその居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建を支援し、もって県民の生活の安定に資するため、被害を受けた世帯（以下「被災世帯」という。）の世帯主（特別の事情がある場合においては、当該世帯主に準ずる者。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において、青森県被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を給付するものとし、その給付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪（一時に大量の降雪があり、除排雪、屋根雪下ろし等を実施する時間的余裕がなかったために被害が生じたものに限る。）、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で次に掲げるものをいう。
 - ア 1以上の全壊世帯（第2号アに定めるものをいう。）が発生したもの
 - イ その他知事が特に必要と認めるもの
- (2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
 - ア 当該自然災害によりその居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。以下同じ。）が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）
 - イ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）
 - ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）
 - エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
 - オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊世帯」という。）
- (3) 基礎支援金 住宅の被災程度に応じて給付する支援金をいう。
- (4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて、基礎支援金に加算して給付する支援金をいう。
- (5) 複数世帯 被災世帯であって単数世帯以外の世帯をいう。
- (6) 単数世帯 被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が

1である世帯をいう。

(給付額)

第3条 別表の被災世帯の欄及び支援金の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の給付額の欄に掲げる額を給付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一の自然災害により、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）による被災者生活再建支援金が支給される被災世帯の世帯主に対しては支援金を給付しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、青森県暴力団排除条例（平成23年3月25日青森県条例第9号）第5条第2項に規定する暴力団員が属する世帯に対しては、支援金を給付しないものとする。
- 4 加算支援金の給付額は、同一の自然災害について2以上の区分に該当するときは、これらの区分に応じた給付額のうち最も高い給付額とする。

(給付の申請及び決定)

第4条 支援金の給付申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間までに、被災世帯の世帯主（以下「被災者」という。）が行うものとする。

(1) 基礎支援金

自然災害が発生した日から起算して13月を経過する日

(2) 加算支援金

自然災害が発生した日から起算して37月を経過する日

2 支援金の給付申請は、支援金給付申請書（別記様式）に必要事項を記入の上、次の各号に掲げる書類を添付して、被害を受けた住宅が所在する市町村を經由して知事に対し行うものとする。

(1) 住民票その他の被災世帯が居住する住宅の所在及び世帯の構成が確認できる市町村の発行する証明書

(2) 全壊世帯、大規模半壊世帯又は中規模半壊世帯に該当することが確認できる市町村の発行する罹災証明書

(3) 解体世帯又は長期避難世帯に該当することが確認できる証明書類

(4) 加算支援金の給付申請を行う場合においては、前3号に加え住宅を建設、購入、補修若しくは賃借し、又はしようとすることが確認できる契約書等の写し

(5) その他知事が必要と認めるもの

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災者が同項に規定する期間内に支援金の給付申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

4 被災者から支援金給付申請書の提出のあった市町村は、速やかに知事に送付するものとする。

5 知事は、前項の支援金給付申請書を審査した結果、被災者に対し、支援金の給付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を通知し、又は、不給付を決定したときはその旨を通知するものとする。

(給付の決定の取消し)

第5条 知事は、被災者が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 第4条第2項に規定する申請に必要な書類（罹災証明書等）の内容が変更になったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき
- (3) その他支援金の給付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき

(支援金の返還)

第6条 知事は、前条の規定により支援金の給付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に支援金が給付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(加算金及び延滞金)

第7条 知事は、第5条の規定により支援金の給付の決定を取り消した場合において、支援金の返還を請求したときは、被災者に対し、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

2 知事は、被災者に対し支援金の返還を請求した場合において、被災者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該被災者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(他の支援金の一時停止等)

第8条 知事は、被災者に対し支援金の返還を請求し、当該被災者が当該支援金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該被災者に対して、支給すべき支援金があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該支援金と未納付額とを相殺するものとする。

(その他)

第9条 この支援金の給付は、この要綱に定めるもののほか、法第3条に規定する被災者生活再建支援金の支給に準じて行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年12月9日から施行し、令和3年8月9日以降に発生した自然災害について適用する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

被災世帯		支援金		給付額
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	複数世帯	基礎支援金		100万円
		加算支援金	居住する住宅を建設し、又は購入する場合	200万円
			居住する住宅を補修する場合	100万円
			居住する住宅を賃借する場合	50万円
	単数世帯	基礎支援金		75万円
		加算支援金	居住する住宅を建設し、又は購入する場合	150万円
			居住する住宅を補修する場合	75万円
			居住する住宅を賃借する場合	37万5,000円
大規模半壊世帯	複数世帯	基礎支援金		50万円
		加算支援金	居住する住宅を建設し、又は購入する場合	200万円
			居住する住宅を補修する場合	100万円
			居住する住宅を賃借する場合	50万円
	単数世帯	基礎支援金		37万5,000円
		加算支援金	居住する住宅を建設し、又は購入する場合	150万円
			居住する住宅を補修する場合	75万円
			居住する住宅を賃借する場合	37万5,000円
中規模半壊世帯	複数世帯	加算支援金	居住する住宅を建設し、又は購入する場合	100万円
			居住する住宅を補修する場合	50万円
			居住する住宅を賃借する場合	25万円
	単数世帯	加算支援金	居住する住宅を建設し、又は購入する場合	75万円
			居住する住宅を補修する場合	37万5,000円
			居住する住宅を賃借する場合	18万7,500円

災害名 [市町村記入欄]

別記様式（第4条第2項関係）

県受付欄

青森県被災者生活再建支援金給付申請書

【同意事項】罹災証明書の被害程度が変更された場合、既に出されていた給付決定が取消又は変更されることに伴う差額を返還します。

(市町村経由) 申請日 年 月 日
青森県知事 殿

上記【同意事項】に同意の上、青森県被災者生活再建支援金の給付を申請します。

申請者氏名

Table with 2 columns: 申請回数 [給付番号], 初回, 2回目以降

世帯主以外の方が申請する場合はその理由:

I 被災時の世帯の状況について記入してください。

① 世帯主の氏名

Table for household head name with fields for furigana, name, and birth date.

② 被災した住宅の住所（被災住所）

〒

③ 世帯員の氏名（初めて申請される方は必ず記入してください。）

Table for household members with columns for member number, furigana, name, and birth date.

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を1つにする世帯主以外の方をいいます。

II 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

□前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

Table for current address with fields for address and phone number.

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

Table for bank account information with columns for financial institution name, branch name, account type, and account number.

口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください（前回と同じ名義であれば記入不要です。）

IV

(1) 申請する**基礎支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のまま結構です。
 なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		解体(半壊・敷地被害)の場合は その理由:
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊世帯	100万円	75万円			申請額(A-B): 万円
解体世帯(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			
長期避難世帯	100万円	75万円			
大規模半壊世帯	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	

(2) 申請する**加算支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		申請額(C-D): 万円	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯		
建設・購入	200万円	150万円			申請額(C-D): 万円	
補修	100万円	75万円				
賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く。	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円		
中規模 半壊世帯	建設・購入	100万円	75万円	100万円		75万円
	補修	50万円	37.5万円	50万円		37.5万円
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く。	25万円	18.75万円	25万円		18.75万円

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらの中の最も高い額が最終的な給付額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

V 私及び私の世帯の者は暴力団員ではありません。また、給付の審査に当たり、私及び私の世帯の者や被災状況等に関する事項を関係機関に確認することについて同意します。

----- 市町村記入欄 ----- 署名 _____

添付書類確認欄

罹災 証明書	住民票	預金通帳 の写し	解体 証明書	敷地被害 証明書	長期避難 証明書	契約書等 の写し	その他

備考欄

その他添付書類・申し送り事項等

※罹災証明書における被害の程度が変更となった場合は□に✓及びカッコへ変更経過を記入
 □ (【変更前】 → 【変更後】)
 *この場合、青森県で事実関係を確認後に、給付決定を行います。

担当部署 _____ 担当者 職・氏名 _____